

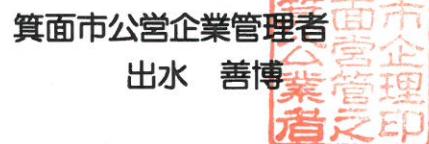


みどりと子どもを育むまち

箕面市

箕上水 第518号
平成26年(2014年) 1月10日

指定給水装置工事事業者
開発業者 様



電気を通さない給・配水管の埋設標識シート、 ロケーティングワイヤーの仕様及び施工について（通知）

平素は、本市水道事業諸般にわたり格別のご協力をいただき有難うございます。
標題のことについて、下記のとおりロケーティングワイヤーを標準仕様とする旨、
通知します。

記

(1) 埋設標識シート (アルミ無し)

- ア 埋設標識シートの色は、地色を青とし、文字色を白とする。
折込については2倍折込とし、再生原料(40%以上含む)を使用したものとする。
- イ 埋設標識シートの埋設位置は、原則として管頂より60cmの位置に敷設する。
ただし、埋設管が浅い場合については、路盤材の下に敷設すること。
- ウ 埋設標識シートは、管軸方向に全線敷設し蛇行してはならない。
- エ 埋設標識シートの接続部の重ね合わせは、50cm以上とする。
- オ 工事の立会等で、埋設標識シートが露出、損傷した場合は敷設時の基準に準じ復旧する。

(2) ロケーティングワイヤー (標準仕様)

- ア 非金属埋設管にロケーティングワイヤー(呼び径Φ4.4mm)を取り付ける。
 - イ 施工に関しては、別紙ロケーティングワイヤー施工方法を参考とする。
- (目的) Φ50mm以下の給・配水管に使用されている非金属埋設管に
ロケーティングワイヤーを設置することにより、管路位置の確認を
容易にし安全を図るものである。

(3) 適用年月日

平成26年4月1日からの給水装置工事申込みより適用

以上